

暮らしの情報箱

はがきや FAXなどの **記入例**

①催しなどの名称 ④年齢(学年)
 ②〒住所 ⑤電話番号
 ③氏名(ふりがな) ⑥その他
 必要事項

福祉

大田区奨学生(在学生対象)の募集

- 貸付月額 国公立=35,000円以内
私立=44,000円以内
- 貸付期間 4月～正規の修業年限(無利子)
- ①区内に1年以上引き続き居住している保護者などから扶養され、学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校専門課程に在学中の方
- ②選考で30名
※申込者多数の場合は選考基準を満たしていても採用されない場合があります。選考基準の詳細は区HPをご覧ください
- ③問合先へ申込書(問合先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参。6月9日消印有効
- ④福祉管理課課援係
☎5744-1245 FAX5744-1520

福祉の手続きなどを支援します

- ◆地域福祉権利擁護事業
福祉サービスに関する相談・助言、手続きや支払いなどを援助します。詳細はお問い合わせください。
- ①次の全てに該当する方
②軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない
- ③このサービスの契約内容を理解できる
- ④在宅で暮らしている
- ⑤月額基本料1,000円、援助活動1,000円(1回1時間まで)
- ◆公正証書遺言の証人派遣
①大森公証役場か蒲田公証役場で公正証書遺言を作成する18歳以上の方
- ②おおた成年後見センター
☎3736-2022 FAX3736-5590

子ども

児童手当・特例給付

- 以下に該当する方は申請が必要です。詳細は区HPをご覧ください。
- ①所得上限限度額超過により申請が却下になったか受給資格が消滅し、令和4年中の所得が所得上限限度額を下回った方
※令和3年中の所得の更正により所得上限限度額を下回った方も申請が必要です。詳細はお問い合わせください
- ②5月1日以降、所得上限限度額を下回ったことを知った日の翌日から15日以内に、問合先へ申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参。電子申請も可
- ③子育て支援課子ども医療係
☎5744-1275 FAX5744-1525

学童保育の夏休み利用

- ①保護者の就労などで夏休み期間中に保育が必要な、区内在住・在学の小学生
- ②7月21日～8月31日(日曜、休日を除く)、午前8時30分～午後5時の必要な時間
- ※延長保育有り(土曜を除く)
- ③6,000円(延長保育は別途加算。減額

免除制度有り)

- ④各施設10名程度
- ⑤5月29日～6月12日に利用希望の学童保育室へ申込書(学童保育室、問合先で配布。区HPからも出力可)と就労証明書などの必要書類を持参
- ⑥子育て支援課子育て支援担当
☎5744-1273 FAX5744-1525

年金

大田年金事務所からのお知らせ

- 4月(6月支給分)からの年金額が改定されます。6月に郵送する年金額改定通知書をご確認ください。
- 67歳以下の方=2.2%引き上げ
- 68歳以上の方=1.9%引き上げ
- ③日本年金機構大田年金事務所
☎3733-4141

税

軽自動車税(種別割)・自動車税種別割は5月31日が納期限です

- 軽自動車税(種別割)・自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。
- ①軽自動車税(種別割)納税通知書
納税通知書を5月11日に郵送します。
- 納付場所 納税課、特別出張所、金融機関(ゆうちょ銀行含む)、コンビニエンスストア
※モバイルレジ、クレジットカード納付、スマートフォン決済も利用可。詳細は区HPをご覧ください
- 減免 障がいのある方が利用する車両などは減免の対象となる場合があります。詳細はお問い合わせください。申請期限は5月31日です。
- ※前年度減免を受け、内容の変更がない方は申請不要

- ②自動車税種別割納税通知書
納税通知書を5月1日に郵送します。
- 納付場所 金融機関(ゆうちょ銀行含む)、コンビニエンスストア、ペイジー対応のATM
※インターネットバンキング、クレジットカード、スマートフォン決済も利用可
- 減免 身体障害者手帳などをお持ちの方が要件を満たす場合、減免を受けられます。申請期限は5月31日(新たに自動車を取得した場合は登録した日から1か月以内)です。
- ③①通知書・減免=課税課課税担当
☎5744-1192 FAX5744-1515
納付方法=納税課収納推進担当
☎5744-1205 FAX5744-1517
- ④②東京都自動車税コールセンター
☎3525-4066

相談

PiOデザイン工房

- 専門のデザイナーが要望を聞きながらHPやチラシなどの作成を支援します。
- ①区内中小企業など
- ②月～金曜(休日、年末年始除く)、①午前10時～11時30分②午後1

- 時～2時30分③午後3時～4時30分
- ④産業プラザ
- ⑤1回7,700円
- ⑥問合先HPから申し込み。問合先へ申込書(問合先HPから出力)をFAXも可
- ⑦(公財)大田区産業振興協会
☎3733-6144 FAX3733-6459

募集

生涯学習相談会

- サークルやイベント・講座などの紹介、団体活動の相談もお受けします。
- ①5月12日(金)・23日(火)正午～午後3時②5月19日(金)午前10時～午後4時③6月6日(火)・23日(金)午前10時～午後1時
- ④①③生涯学習センター蒲田②カムカム新蒲田(新蒲田一丁目複合施設)
- ⑤問合先へ電話かFAX(記入例参照。希望日時も明記)
- ※当日受け付けも可(予約の方優先)
- ⑥地域推進課区民協働・生涯学習担当
☎5744-1443 FAX5744-1518

ファミリー・サポートおおた提供会員養成講座(4日制)

- 育児の援助を受けたい方(利用会員)と手助けをしたい方(提供会員)の会員組織です。講座修了後は、提供会員(有償ボランティア)として活動できます。
- ①区内在住の20歳以上で心身ともに健康な方
- ②6月9日(金)・13日(火)・14日(水)・15日(木)午前10時～午後3時(9日は午後3時30分まで)
- ③消費者生活センター
- ④先着20名
- ⑤問合先へはがきか封書(記入例参照)を郵送。5月29日必着
- ⑥ファミリー・サポートおおた事務局(〒143-0016大森北4-16-5)
☎5753-1152 FAX3763-0191

看護職復職支援研修(3日制)

- ①看護師が准看護師の免許をお持ちで、区内で復職を希望する方
- ②7月19日(水)～21日(金)午前9時30分～午後4時
- ③大田池上病院(池上2-7-10 ☎3752-1111)
- ④先着4名
- ⑤会場へ電話。7月12日締め切り
- ⑥健康医療政策課災害・地域医療担当
☎5744-1264 FAX5744-1523

おおた みんなのつどいプロジェクト

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいへの理解を取り入れた地域活動などを募集します。活動を区HPなどで紹介するとともに、審査の上、表彰します。
- ①区内で活動する団体など
- ②問合先へ申込書(区HPから出力)を郵送かEメール。9月30日必着
- ③障害福祉課障害者支援担当
☎5744-1253 FAX5744-1555

傍聴

障がい者施策推進会議

- ①6月1日(木)午後1時30分～3時
- ②アプリコ
- ③先着5名
- ④問合先へ電話かFAX(記入例参照)。5月17日締め切り

※手話通訳希望は申し込み時にお伝えください

- ⑤障害福祉課障害者支援担当
☎5744-1700 FAX5744-1592

求人

おおた介護のお仕事 就職相談・面接会

- 区内5事業者とその場で面接できます。詳細は区HPをご覧ください。
- ①5月17日(水)午後2時～4時30分
- ②問合先へ電話
- ③(公財)ハローワーク大森
☎5493-8790 FAX3768-9872

区立保育園の保育補助員(夏季対応)

- 子どもの見守りや清掃など、保育士の補助を行う仕事です(資格不要)。詳細は区HPをご覧ください。
- 任用期間 7月上旬～8月下旬
- 募集人数 選考で36名
- ①問合先へ申込書(区HPから出力)を郵送。5月22日消印有効
- ②保育サービス課保育職員担当
☎5744-1278 FAX5744-1715

区立児童館などの業務補助員(名簿登録制)

- 欠員があった場合、名簿登録者の中から中途採用します(資格不要)。勤務時間など詳細は区HPをご覧ください。
- 勤務時間 週5日、1日実働4時間
- 報酬 月額97,981円(交通費支給有り)
- ①問合先へ電話か、児童館業務補助員登録票(問合先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参
- ②子育て支援課子育て支援担当
☎5744-1272 FAX5744-1525

おしごとナビ大田区

- 未経験者歓迎の町工場での仕事を始め、インターネット関連から事務など幅広い区内企業の求人情報を取り扱っています。
- ③(公財)大田区産業振興協会
☎3733-6109 FAX3733-6459

お知らせ

大田区・第二消防方面 合同水防訓練

- 区、消防署・消防団、陸上自衛隊、自治会・町会などによる水防訓練を開催します。排水活動などの水防活動の演習や多摩川での水難救助活動も実施します。
- ①5月14日(日)午前10時～正午
- ②多摩川緑地区民広場(西六郷2-58地先(陸上トラック周辺))
- ③都市基盤管理課計画調整担当
☎5744-1304 FAX5744-1527

カラス被害にお困りの方へ

- 私有地内の巣は、土地所有者が承諾した場合、無料で撤去します。道路や公園、公共施設、電柱などの巣については、管理者の連絡先をお知らせします。また、巣立ち時期には、ひなが落下することがあります。近づく、親ガラスから威嚇や攻撃を受け、危険です。
- ※カラスの巣を見つけても、被害のない時は、特に撤去する必要はありません
- ④環境対策課環境推進担当
☎5744-1365 FAX5744-1532

